

島根県報

令和5年9月15日(金)

号外 第 1 0 2 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

H	77
P	◇

【告 示】

道路の区域の変更

道路の供用開始

(道路維持課)

(") 3

告示

島根県告示第629号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類 一般国道			道	路	の	区	域	管轄する地方 機関の名称	備考	
	路線	名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長			考
		松江市美保関町七類	前	メートル 14.90~ 29.00	メートル 20.50	松江県土整備	災害防除工事			
	485号		3061番1地先から同番6地先まで		後	14. 90~ 29. 00	20. 50	事務所	拡幅	

島根県告示第630号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路線	名	供用開始の区間	延長	Ť	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	考
一般国道	375号		邑智郡美郷町湯抱83番2地先から同463 番8地先まで	メート 232	. 40	令和5年 9月15日	県央県土整備 事務所		